

第1次回答に対する見解に係る補足資料（113）

○滞納者との接触の機会が失われることについて

滞納者との接触機会の減少については、個別に窓口勧奨通知等を送付し来庁を促すことや高額療養費の支給の一時保留を行うことで一定の機会を確保できる。この対応については後期高齢者医療制度においても導入例のある対応である。

○レセプト情報のみで支給額を決定することとなるため、一部負担金等を支払っていない場合にも高額療養費を支給してしまう可能性があることについて

自己負担額の支払いについては、医療機関と被保険者間での契約行為にあたる（判例・通説により民法 656 条に基づく準委任契約）ため、被保険者が自己負担額を支払ったかどうかということと、レセプトの内容を基に高額療養費の給付を計算し被保険者へ通知・支給することについては切り分けて考えるべきである。

また、未払いの一部負担金については国民健康保険第 42 条第 2 項の規定により、保険者は医療機関または薬局が善良な管理者として同一の注意を持ってその支払いを受けることに努めたにもかかわらず、なお療養を受けた者が一部負担金を支払わないときは、未払いの一部負担金を徴収金として取り扱うことができる。この制度により医療機関に救済が行えるため、当該制度を用いる等することで対応できるものと考えている。

○世帯主が死亡した場合にその把握が遅れることで、相続人の口座ではなく死亡した世帯主の口座に振込み処理してしまう可能性がある等の過誤給付が発生することについて

世帯主の死亡後に高額療養費を死亡した世帯主の口座に支給してしまうことは、申請に基づく高額療養費の支給を行っている現在の制度でも起こりうることである。仮に死亡した世帯主の口座に振り込み処理がなされたとしても、当初の申請時に指定された口座に適切に振り込み処理をしているため、過誤給付とすることは不適切である。

○高額療養費支給申請書の記載項目とレセプトを突合することにより、レセプトの記載誤りを発見できることもあるが、その機会を失うことについて

レセプトの内容については、二次点検を実施する等複数の視点から内容の審査を行うことで記載誤りの防止が可能である。また、レセプトの記載内容について詳細部分を突合しようとする場合、高額療養費の申請書のみで記載誤りを把握することは困難である。